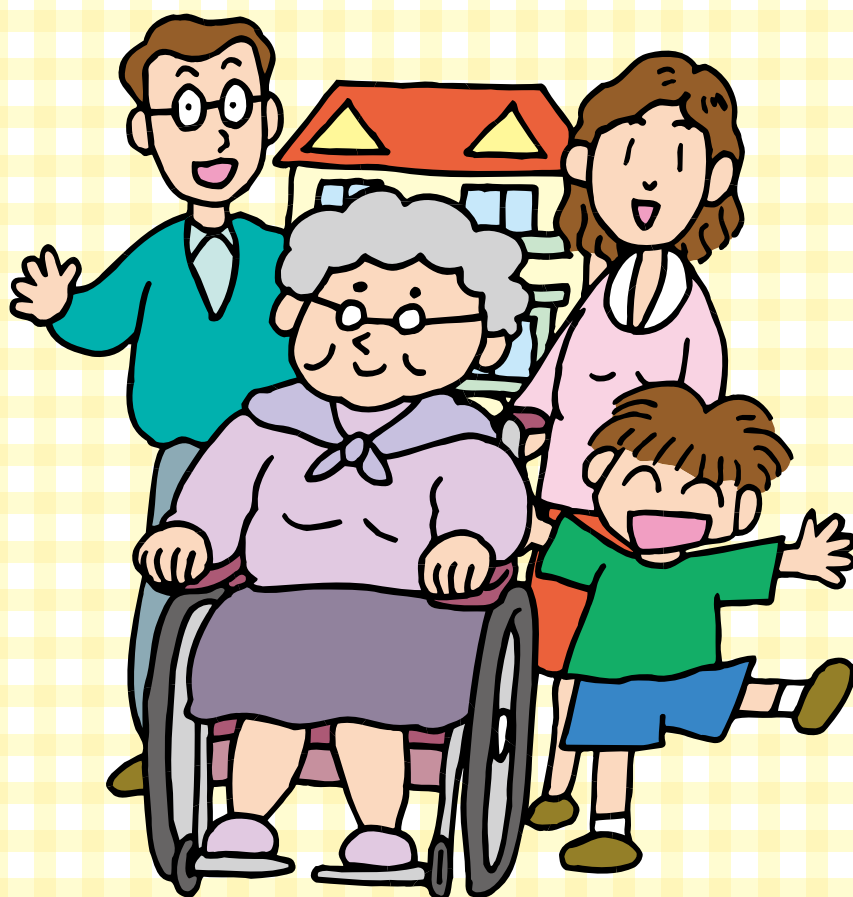


小美玉市社協 ふくしの便利帳

●あなたとつくるふれあいのまち●



社会福祉
法人

小美玉市社会福祉協議会

あなたとつくるふれあいのまち

目次		1
●社会福祉協議会とは？	・社協の基本理念・基本目標・財源・組織図	2
●社協の財源はどこから？	・社協会員会費	3
	・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金	4
	・善意銀行	5
●ボランティアや福祉に興味のある人のために	・ボランティアセンター	6
	・ふくしの出前講座	7
	・各種教室・講座等	8
●地域づくりのために	・地域福祉懇談会、福祉員活動	9
	・広報活動（ホームページ、社協だより、福祉にっこりまつり）	10
	・行事機器の貸し出し	11
●子どもたちのために	・夏休みふれあい体験学習（キャンプ、チャレンジ教室）	8
	・子どもヘルパー	12
	・子育て広場	13
●高齢者のために	・ふれあい・いきいきサロン（地区サロン、サロン・ド）	14
	・ふれあい給食サービス	15
	・配食サービス	16
	・お買い物バスツアー	16
	・介護予防事業	17
●介護、支援サービスが必要な方のために	・ケアプランセンター	18
	・ヘルパーセンター	19
	・デイサービスセンター	19
	・訪問入浴さわやか	20
	・特殊入浴事業	21
●障がい児・者のために	・心身障がい者福祉作業所 つばさ・かな	22
	・障がい児学童クラブ	23
	・ともだちサロン	23
	・支援センター	19
	・特殊入浴事業	21
●在宅生活を応援するために	・在宅福祉サービスセンター	24
	・福祉機器の貸し出し	25
	・車いす送迎車の貸し出し	26
	・介護者のつどい・“ほっ”とサロン	27
●困っている人のために	・地域ケアシステム推進事業	28
	・地域包括支援センター美野里	29
	・心配ごと相談（弁護士相談、一般相談）	30
	・生活福祉資金貸付	31
	・小口貸付資金	31
	・日常生活自立支援事業	32
●その他の福祉のために	・ランチ&カフェ 木もれ陽	33
	・四季健康館売店	33
	・自動販売機の設置	33
	・保健福祉施設の管理運営	34

社会福祉協議会（社協）とは？

基本理念

「社会福祉協議会（社協）」は、社会福祉法に基づき、地域住民や社会福祉関係者の参加により、福祉のまちづくりをめざした活動を行っている非営利の民間組織です。全ての都道府県や市区町村に設置されており、地域に暮らす皆さまのほか、民生委員児童委員、福祉施設、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」を進めます。

基本目標

民間組織としての即応性、開拓性、柔軟性と行政との連携から生じる公共性を生かし、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。

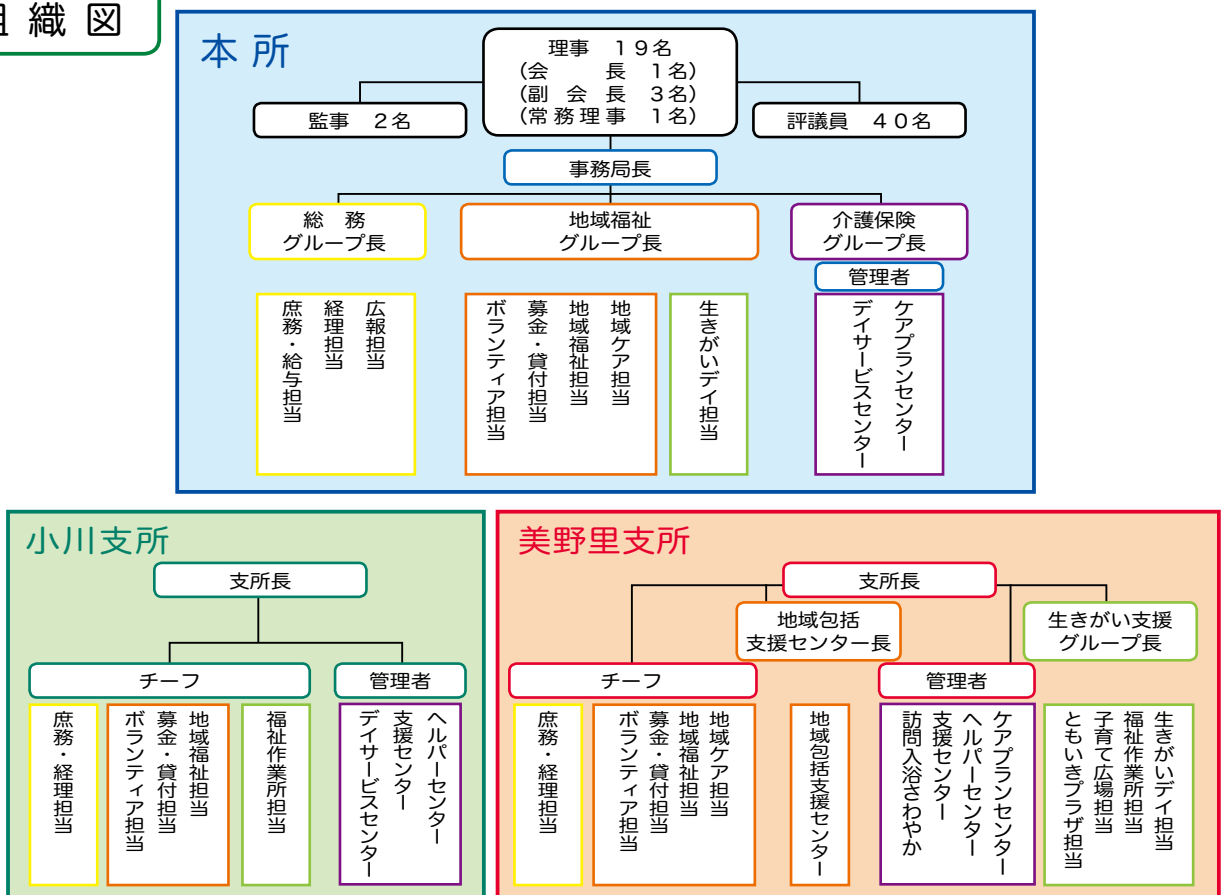
住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、皆が安心して暮らせる心ふれあう“福祉のまちづくり”の実現を目指します。

財 源

社協の自主事業の実施については、住民の皆さまからの共同募金の配分金・寄付金を財源として活用し、管理的経費については社協会費を活用させていただいています。

また、公共的立場から、県・市からの補助金・委託金を受けて各種事業を行うほかに、介護保険サービスや収益事業による収入があります。

組 織 図



社協会員会費

社会福祉協議会の財源は、市や県からの補助金や受託金、共同募金会からの配分金や寄付金などです。幅広い福祉活動を進めるためには、会員の皆さまからの会費が貴重な財源としての役割を果たしています。小美玉市の福祉をより向上させていくために、また一人でも多くの皆さまに地域福祉への参画をしていただけるよう、会員制度にご理解を賜りご協力をお願いいたします。

また、会員制度は、福祉の仲間になっていただきたいという意味も持っております。ボランティアや行事等への参加が難しくても、会員になることで地域福祉を支え、活動に参加することにつながります。

社協の
財源はどこ
から？

会費の使い道

- ・高齢者のために
- ・子どもたちのために
- ・障がい児者のために
- ・地域づくりのために
- ・ボランティア活動のために

会員会費は、地域に根ざした福祉活動を進めるための大切な財源として、小美玉市全体の地域福祉事業の推進に（管理的な経費として）活用させていただいています。

会員の種類と金額

	区分（種類）	金額（年額）
世帯会員	行政区を通して世帯単位でお願いしています。 行政区未加入世帯にも協力の要請をしています。	1,000円
個人会員	本会の趣旨にご賛同いただける、個人にご協力をお願いしています。	1,000円以上
法人団体 会 員	本会の趣旨にご賛同いただける、企業・団体等にご協力をお願いしています。	10,000円以上



会費の受付

本 所：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551
 小川支所：小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102
 美野里支所：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330



年間を通じて募集をしておりますが、特に、5月に各行政区のご協力を得て、皆さまにご加入をお願いしています。また、行政区未加入の方、個人会員のご協力をいただける方につきましては、本支所窓口にご来所いただくか、指定口座への振込みをお願いいたします。

会費の指定口座

常陽銀行 小川支店（普）1345367
 社会福祉法人 小美玉社会福祉協議会 会長 イノウエシロウ 伊能淑郎

共同募金運動

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金が小美玉市の地域福祉を支えています！

『赤い羽根』でおなじみの共同募金運動は、住民のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進を目的とした運動で、10月1日から全国一斉に募金活動が展開されます。

赤い羽根共同募金は、事前に使途を決定し、集める目標額を定めている計画募金で、茨城県内で集められた募金は、全て茨城県共同募金会に送金され、翌年度、民間の福祉施設や団体、そして市町村社会福祉協議会に配分されます。

小美玉市においても、地域福祉活動・高齢者・障がい者・児童・母子福祉活動、ボランティア支援、子育て支援、福祉啓発等の貴重な財源として活かされます。これからの小美玉市の地域福祉推進のために、また県内の民間福祉施設や団体の事業充実のために、共同募金運動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

赤い羽根共同募金の使い道

- ・高齢者のために
- ・子どもたちのために
- ・障がい児者のために
- ・地域づくりのために
- ・ボランティア活動のために
- ・県内の福祉施設、団体のために



歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金が暖かいお正月を迎えるためのお手伝いをします！

歳末たすけあい募金は、支援を必要としている方々に「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに掲げた運動です。集められた募金は、歳末援護金として生活に困っている世帯に配分したり、一人暮らしの高齢者に対して、おせちセットの配食などの事業に役立てられます。

配分の対象者や事業内容の決定は社会福祉協議会で協議し、民生委員児童委員等の協力で配分いたします。また、社会福祉施設または関係団体、ボランティアが行う福祉事業等に使用させていただきます。

歳末たすけあい募金の使い道

- ・要援護世帯への援護金の支給のために
- ・一人暮らし・高齢者世帯交流会のために
- ・一人暮らし高齢者おせちセット配食のために
- ・心身障がい児クリスマス会のために
- ・三世交代事業などのふれあい支え合い事業のために



募金の受付

茨城県共同募金会小美玉市支会

本 会：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551

小 川 分 室：小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102

美野里分室：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

※原則、毎年10月1日から12月31日まで（期間外の受け付けはご相談ください）

善意銀行

市民の皆さまからの温かい善意の寄付金や物品をお預かりして、市内の福祉施設・ボランティア団体や、援助を必要とする人などへ「善意の橋渡し」を行っています。

寄付された金品は、皆さまのお気持ちに沿って、活用させていただいています。

社協の
財源はどこ
から？

寄付金

- ◆チャリティー・バザー等の収益金
- ◆イベント収益金の一部
- ◆事業所で集めた募金
- ◆会社や団体等の行事経費の一部
- ◆その他、皆さまからの善意

※寄付者が個人の場合、税法上の優遇措置が受けられる場合があります。

寄付物品

- ◆介護用ベッド、車いす、ポータブルトイレなどの福祉機器
- ◆紙おむつ、タオル等の介護用品
- ◆ペットボトルキャップ
- ◆プリペイドカード ◆使用済みストッキング
- ◆使用済み切手 ◆アルミ缶 ◆新品の衣類
- ◆その他、皆さまからの善意

※お預かり出来ないものもありますので、事前にお問い合わせください。

善意銀行寄付物品の使い道

- ・高齢者のために
- ・子どもたちのために
- ・障がい児者のために
- ・地域のために
- ・ボランティア活動のために
- ・生活困窮者、被災者などのために
- ・福祉機器の貸出事業へ
- ・市内の福祉施設等へ



「福祉に興味はある」「何かボランティアをしてみたい」という方は、ボランティア活動のスタートとして善意銀行をご活用ください。



福祉作業所での分別作業

ペットボトルキャップ

エコキャップ推進協会を通じ、業者が400個10円で買い取ります。20円でポリオワクチンの接種ができ、発展途上国の一人の子どもを救えます。

※スムーズなリサイクルのため、シールを剥がし、洗浄していただきますよう、ご協力お願いいたします。

新聞紙・古紙・アルミ缶

福祉作業所で分別した後、回収業者に買い取ってもらい、福祉作業所の活動費として運用されます。

使用済み切手・プリペイドカード

茨城県社会福祉協議会を通して業者に買い取ってもらい、茨城県ボランティア基金として県内のボランティア活動に使われます。

使用済みストッキング

「福祉作業所かな」オリジナルの靴みがきに変身します。

寄付のお申し出

本 所：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551
小川支所：小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102
美野里支所：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330



その他にも、さまざまな物品を受け付けています。お気軽にご相談ください。

ボランティアセンター（小美玉市補助事業）

ボランティアセンターは、市からの補助により、社会福祉協議会が運営しており、通称「ボラセン」と呼ばれています。「ボランティアを始めたい」「ボランティアを頼みたい」「ボランティアグループの情報が知りたい」など、ボランティアに関する各種ご相談やボランティア活動のご紹介をしています。

※ボランティアに関することは、ボランティアセンターにお電話いただくか、お気軽にお越しください。

ボランティアセンターの機能

相談・調整

ボランティア活動に関する相談や「ボランティア活動をしたい人」と「ボランティアを必要とする人」の橋渡し（コーディネート）を行います。

情報の収集・提供

ボランティア活動に関する情報の収集・提供の他、ボランティアグループの紹介等を行います。

養成講座の開催

ボランティア活動に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座の開催やボランティア育成のための講座を開催しています。

ボランティアの登録（ボランティアしてみたい方）

ボランティアセンターでは、ボランティア活動してみたい個人・グループの皆さんに登録をしていただき、ボランティア情報の提供や活動の支援を行っています。

登録には、個人登録とグループ登録があります。

ボランティアに対する支援内容

◇助成金情報など各種情報の提供 ◇ボランティア室の貸出（会議や活動にご利用ください）

◇団体からの情報発信の支援

※団体主催・共催のイベントなどを、ボランティアセンター及び社協ホームページに掲載し、活動を支援します。

◇ボランティア活動保険の受付 ◇ご希望のボランティア依頼があった際の情報提供



申し込み・お問い合わせ先

小美玉市ボランティアセンター：小美玉市玉里保健福祉センター内	☎ 0299-37-1551
小川ボランティア室：小美玉市小川 2-1 小川保健相談センター内	☎ 0299-58-5102
美野里ボランティア室：小美玉市部室 1106 四季健康館内	☎ 0299-36-7330
玉里ボランティア室：小美玉市上玉里 1122 玉里保健福祉センター内	☎ 0299-37-1551

ふくしの出前講座

安心して、心豊かに、いきいきと暮らすため、市民の皆さまが行う自主的な活動を応援します。
この講座は、知識や知恵、技術をお持ちの方に講師として登録していただき、市民の皆さまが希望される内容を、日時・会場に合わせて出前講座を行います。出前講座の講師に登録される皆さまと、講座を受ける皆さまが互いに顔を合わせ、“ふれあい、楽しみながら学び、ホッと安心できる”地域活動に参加することによって、地域のコミュニティが広がって行くことをねらいとしています。

利用対象者

・行政区 ・市内在住 ・市内在学 ・市内在勤する団体やグループ（概ね5人以上）

利用の方法

1. 開催の日時について

原則、月曜日～金曜日の午前9時から午後4時までとしますが、それ以外の時間帯については、事前に担当職員との打ち合わせ・調整が必要です。

2. 会場について

市内の会場とします。会場の確保、設営、参加者への周知、当日の司会進行はお申込みされた団体で実施していただきます。

3. 費用について

講座については無料ですが、講座の内容によっては材料費・交通費等の実費が必要な場合があります。

4. 申し込みについて

社会福祉協議会ホームページに掲載してある「ふくしの出前講座メニュー表」を参考に、様式をダウンロードしていただくか、社会福祉協議会本支所の窓口へ直接ご相談ください。

福祉の出前講座メニュー

- 楽しみメニュー
- ホッと安心メニュー
- 元気メニュー
- 学習メニュー



お話会【ホッと安心メニュー】



フラワーアレンジメント教室【楽しみメニュー】



手話講座【楽しみメニュー】



シニア体験【学習メニュー】



シルバーリハビリ体操【元気メニュー】

申し込み・お問い合わせ先

◆講師としてご登録いただける方も募集いたしますので、下記へお問い合わせください。

小美玉市ボランティアセンター：小美玉市玉里保健福祉センター内 ☎ 0299-37-1551
小川ボランティア室：小美玉市小川2-1 小川保健相談センター内 ☎ 0299-58-5102
美野里ボランティア室：小美玉市部室1106 四季健康館内 ☎ 0299-36-7330
玉里ボランティア室：小美玉市上玉里1122 玉里保健福祉センター内 ☎ 0299-37-1551

各種教室・講座等

社会福祉協議会では、例年、市民の皆さまを対象に、以下の講習会、講座等を開催しています。ただし、年度によっては開催されないものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

ボランティア養成講座

ボランティア活動を始めるのには不安という方のために、ボランティアの基礎から学べる講座を行います。

実施回数：年3回程度



ふるさと伝承養成講座

地域介護ヘルパー養成研修 (小美玉市委託事業)

在宅での介護や地域での介護ボランティアを行うための基本的な知識・技術を身につけることができます。

講習時間：46時間

実施回数：年2期

受講料：教科書代等の実費



かいごの知恵袋教室

地域に役立つ、家族に役立つ、自分自身に役立つことをテーマとして介護等の勉強会を開催します。

実施回数：年3回程度



介護等の勉強会

夏休みふれあい体験学習

子どもたちを対象に、夏休みの期間を利用して、福祉体験を通して、ボランティア活動や高齢者、障がいがある方への理解と認識を深め、日常生活において、地域の一員として自分に何ができるかを考える機会を提供しています。

★チャレンジ教室：日帰りで体験します。

実施回数：夏休み中に3回

★ふれあいキャンプ：1泊2日で体験します。

実施回数：夏休み中に1回



チャレンジ教室 (介助犬って?)

申し込み・お問い合わせ先

本所：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551
小川支所：小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102
美野里支所：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330



ふれあいキャンプ

地域福祉懇談会

住民参加による「あなたとつくるふれあいのまち」を目指すうえで、社会福祉協議会に対する理解を深めるとともに、地域福祉活動計画にも広く住民の声を反映し、住民が望む福祉を取り入れることを目的に、行政区長、民生委員、福祉員等と連携し市内全ての行政区を対象に、地域福祉懇談会を開催しています。

皆さまの行政区で開催される際には、ぜひご参加いただき、ご意見をいただきたいと思います。

地域福祉懇談会の内容

- ① 「小美玉市社協」の組織・活動について
- ② 「社協会費・共同募金」の使い道について
- ③ 「地域福祉活動」の推進について
- ④ 「社協の地域応援事業」について
- ⑤ 「社協の介護保険事業」について
- ⑥ 「民生委員・福祉員の活動内容」について
- ⑦ 懇談（質疑応答）



懇談会のようす

懇談会の参加者

行政区長、区の役員、担当民生委員、福祉員、老人クラブや子ども会・女性会などの役員、住民の皆さま

福祉員活動

「福祉員」とは、各行政区長から推薦され、社協会長から委嘱を受けて活動する「身近な見守り役」です。「福祉員」は、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちを目指して、近隣住民や区長、民生委員児童委員などと協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動をしています。

福祉員の役割

- 地域の生活問題（困りごと）の発見役として
地域内で困っている人、気になる人に気付いたり、地域住民みんなの困りごとなどを発見することが活動の第一歩です。
- 区長さんや民生委員児童委員さんなど関係者への連絡（報告・連絡・相談）役として
地域では、困っている人を支援するために、さまざまな活動が行われています。福祉員は、高齢者、障がいのある人、子ども、子育て中の親などが集まって「仲間づくり」「友達づくり」を行う「ふれあい・いきいきサロン」や「会食会」などのお手伝いをしたり、地域の関係者と一緒に話し合いをして必要であれば、見守り活動の一員として活動のお手伝いをしています。
- 行政区内の住民への呼びかけ役として
地域づくり活動は、その地域に暮らす住民の皆さんの理解と協力、そして参加が欠かせません。福祉員は行政区内の住民の皆さんへ地域づくり活動への理解や参加の呼びかけをしています。

各種広報活動

社協では、幅広く市民に社協を認識していただき、理解と活動への協力・参加を呼びかけるため、“ホームページの運営”と“社協だより”を発行しています。

また、地域の第一線で活躍する福祉関係者やボランティアが一堂に会し、市民と共に学びながら、小美玉市としての一体感のある、地域福祉を推進していくことを目的に“福祉にっこりまつり”を年1回開催しています。

詳しくはお問い合わせください。

ホームページ

- はてな？ 検索
 - 社協プロフィール
 - この指と〜まれ（福祉のお知らせ）
 - ボランティア情報 BOX
 - 社協だよりバックナンバー
 - みんなのひろば（掲示板）
 - おみたま社協カレンダー
 - 各種ダウンロードなど
- ※ 随時更新しております。



社協だより

年5回（5月・7月・10月・12月・3月）市内の全世帯へ配布している広報紙です。身近にある福祉活動や、皆さまが利用できる福祉サービスなど、さまざまな福祉情報を提供しています。



福祉にっこりまつり

福祉にっこりまつりを通して、ボランティアをはじめ、地域の福祉をみんなで考え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

★開催内容

- オープニングイベント
- 顕彰式
- 福祉映画上映会
- 展示コーナー
- 福祉体験コーナー
- ふくしの広場
- 抽選会
- 模擬店
- 福祉車両の展示・乗車体験
- バザー・フリーマーケット
- 盛り上げ隊参加団体によるステージ発表
- スタンプラリー 等



行事機器の貸し出し

地域活動の活性化を図ること、本会活動と地域のつながりを深めることを目的として以下のとおり行事機器の貸し出しを行っています。

行事機器貸出品目

- 綿菓子機
- ポップコーン機
- かき氷機
- クレープ機
- たこ焼き機
- テント
- プロジェクター
- ホームフリーザーチェスト
(簡易冷凍庫)
- ハンディーカラオケ
- 炊飯器
- 寸胴鍋コンロセット
- 発電機



ポップコーン機



かき氷機



綿菓子機

利用対象者

市内に所在する団体、事業所、学校等
市内の地域組織及び個人等

利用料金

行事機器の貸出料は、1台あたり500円です。
※ハンディーカラオケは無料

利用期間

原則1週間以内とします。
引き続き利用することが必要な場合は、
ご相談ください。

利用の申し込み

社会福祉協議会本支所にお申し込みください。
※ご用意できる機器には限りがあります。予約状況を確認いたしますので、お申し込み前に電話でお問い合わせください。



ホームフリーザーチェスト
(簡易冷凍庫)

本所：小美玉市上玉里1122 ☎ 0299-37-1551
小川支所：小美玉市小川2-1 ☎ 0299-58-5102
美野里支所：小美玉市部室1106 ☎ 0299-36-7330

地域づくり
のために

子どもヘルパー派遣事業

小学4年生以上の児童を「子どもヘルパー」に任命し、高齢者の家庭や福祉施設を訪問し、話し相手やお手伝いボランティア等、児童と高齢者との世代間交流を通して思いやりや連帯に満ちた地域のきずなづくりを推進します。

対象者

市内の小学4年生以上の児童

活動メニュー・活動期間

- 子どもヘルパーの募集…6月
- 任命式・学習会…7月ごろ
- 高齢者宅、施設訪問・交流会…夏・冬休み
- お便り活動…年3回程度



高齢者宅へ訪問

申し込み方法

年度計画に基づき募集しますので、社会福祉協議会本支所の窓口へ直接ご相談ください。



子どもヘルパー任命式



活動前の勉強会
(ヘルパーの心得や接し方について学びます)



お便り活動
(絵手紙やクリスマスカード・年賀状を送ります)



施設での交流会

子育て広場 (小美玉市委託事業)

乳幼児（未就学児）の親子が集い、相談や交流が出来る場所が子育て広場です。保育士の資格を持った専門のスタッフと一緒に、リズム遊び、歌、紙芝居、絵本の読み聞かせ、季節に応じた行事を行っています。

対象者

乳幼児（未就学児）と保護者

開設時間

毎週土・日曜日 午前9時30分から
午前11時30分まで

開設場所

美野里ともいきプラザ2階
(羽鳥駅西口前)

利用料金

保護者1名、子1名で200円
(1名増えるごとに100円)

参加するには

社会福祉協議会美野里支所または美野里ともいきプラザへお申し込みください。

社会福祉協議会美野里支所 ☎ 0299-36-7330
美野里ともいきプラザ ☎ 0299-28-7721

※ホームページに毎月の予定を掲載しておりますのでご覧ください。



クリスマス会



子ども同士・親同士の交流



色々な作品作りも行います。

子どもたちのために

地区サロン サロン・ド

ふれあい・いきいきサロン事業

ふれあい・いきいきサロン（地区サロン）

「ふれあい・いきいきサロン」とは地域の仲間づくりの場です。高齢者ならどなたでも、また、子育て世代であれば親と子が気軽に集う事ができ、地域の中で孤立しないように、楽しいひと時が過ごせるようなたまり場を作るものです。

社協のサロンコーディネーターが、サロン立ち上げの支援をさせていただきます。あなたの地域でも、ふれあい・いきいきサロンを立ち上げてみませんか？

立ち上げ時や運営資金について、またサロン活動の内容について困っていることなど、お気軽にご相談ください。

実施内容

- おしゃべり・茶話会・食事会
- 健康チェック・健康体操・健康相談
- ゲーム・レクリエーション・趣味・手芸・カラオケ・調理
- 世代間交流（保育所・小学校・子ども会などとの交流）

※活動に決まりはありません。自分たちで考えて、自分たちがしたいことを活動にしていきます。



開催場所

公民館・集会所・自治会館・運動公園・自宅開放など
参加される方が、ご自身で集まることができる範囲で開催します。

サービスの対象者

高齢者や子育て中の親子が中心になると思いますが、制約はありません。
・地域の若い世代の方がリーダーになって、地域の高齢者に集まっていただくのも、一つの方法です。
・親子で自由に集まり遊んだり、おしゃべりをしたり、子育てを終えた方との交流もひとつです。



サービスの実施時間

2時間くらいから何時間でも、内容により、皆さんの希望によって決められます。
午前中から集まって、お昼ご飯を作って皆で昼食をとったり、
午後から集まって、お茶とお茶菓子で楽しくお話をされているサロンもあります。
朝から集まって、手芸をされて午後まで過ごされるサロンもあります。

サロン・ド・おがわたまり / サロン・ド・みのり

市内の90歳以上の高齢者を対象に、ふれあい・いきいきサロンの一環として会食会を実施しており、お昼をはさんでおしゃべりやアトラクションを楽しんでいただいています。

開催場所

- おがわたまり…玉里保健福祉センター
- みのり…四季健康館

サービスの対象者

90歳以上の高齢者

開催時間

各所とも毎月1回、午前11時から午後1時まで開催されます。

利用料金

1回あたり300円

申し込み・問い合わせ先

社会福祉協議会本支所にてご相談ください。



サロン・ド・おがわたまり

ふれあい給食サービス (小美玉市委託事業)

毎月1回会食型の食事会、または配食を行い、給食を通じて人と人との触れ合い、交流をすることで、仲間づくりや生きがいづくりを応援します。

サービス内容

- 会食
 - ・送迎を希望される方には、ボランティア等による無料の送迎があります。
 - ・ボランティアによる手作りの昼食
 - ・さまざまなアトラクション、交流会があります。楽しいひと時をお過ごしください。
 - 配食
 - ・ボランティアさん手作りの昼食を、ボランティア等が自宅へお届けいたします。
- ※小川・玉里地区については、会食会または配食となります。美野里地区は、全て会食会となります。

利用日・利用料金

- 毎月1回会食型の食事会、または配食を行い、各地区年間予定に基づき行います。
- 無料です。

利用するには

お近くの福祉事務所

☎ 0299-48-1111 (代表) へ

または、お近くの民生委員にご相談ください。

サービスの対象者

おおむね65歳以上で一人暮らしの方等



月1回のおしゃべりもお楽しみ



ボランティアによる手作りです



午後からは小学生や保育園の子どもたちとの交流などを行います。

高齢者の
ために

配食サービス (小美玉市委託事業)

社会福祉協議会では、市からの委託により、美野里地区における配食サービスを行っています。配食ボランティアによりあたたかいおしゃべりと“昼食”を配達しています。
※小川・玉里地区については、特別養護老人ホーム百里サンハウスが“夕食”を配達しています。

サービスの対象者

市内に在住し、調理が困難で、おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢世帯の方

サービスの提供日

- Aコース…火・木・金 (納場・羽鳥地区)
 - Bコース…水・木・金 (堅倉・竹原地区)
- いずれも昼食時間帯の配食となります。

利用料金

- 課税世帯……300円/食
- 非課税世帯…200円/食

利用するには

お近くの福祉事務所
☎ 0299-48-1111 (代表) へ
ご相談ください。



ボランティアから手渡されます。

お買い物バスツアー

生きがい外出サポート事業

日頃、生活用品のお買い物に不便を感じている高齢の方々などの買物の支援をするとともに、バスの中や食事の時間などが交流の場となり、閉じこもり防止にもつながります。
また、集合場所までの送迎もいたしますのでお気軽にお申し込みください。

実施内容は

- 季節の野菜や果物のお買い物
 - 生活必需品のお買い物
 - 昼食 (ツアーランチまたはお弁当)
- ※お買物は実費でお願いします。
(買物袋等持参)

行き先

市内及び近隣市町村

サービスの対象者

外出可能な市内在住の高齢者の方など
1回当たり17名が定員です。

参加費

1,000円 (昼食代)



申し込み・お問い合わせ先

本 所：☎ 0299-37-1551
小川支所：☎ 0299-58-5102
美野里支所：☎ 0299-36-7330

介護予防事業 (小美玉市委託事業)

介護予防通所事業・地域介護予防活動支援事業

65歳以上の高齢者で、閉じこもりがちな方を対象に、さまざまな生きがい活動を提供し介護予防活動を行っています。

サービス内容

- 介護予防通所事業 (健やかシニア対象)
 - ・ 運動教室
 - ・ 歯つらつ教室
- 地域介護予防活動支援事業 (いきいきシニア対象)
 - ・ シルバーリハビリ体操
 - ・ 閉じこもり、認知症予防

サービスの対象者

- 原則として市内在住の方
- 介護保険制度の要介護認定において「非該当」と認定された方
- 基本チェックリストの実施により介護予防が必要と認められる方



運動教室で介護予防

利用日・利用料金

- 月曜日から金曜日の午前10時から午後3時30分まで (原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。)
- 600円/回 (食事代含む)

利用するには

お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

玉里圏域 ☎ 0299-58-1281
小川圏域 ☎ 0299-48-1111 (代表)
美野里圏域 ☎ 0299-35-7172

サービス提供事業所

玉里保健福祉センター ☎ 0299-37-1551
四季健康館 ☎ 0299-36-7330
美野里ともいきプラザ ☎ 0299-28-7721



色々な創作活動も行います。



おしゃべりをしながらの創作活動は認知症予防に役立ちます。



年に数回外出事業も行います。

高齢者のために

ケアプランセンター

指定居宅介護支援事業（ケアプランの作成）

日常生活を営む上で支援が必要な方が、在宅で暮らしていけるようにケアプランの作成を行います。

サービス内容

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護認定の結果をもとに、利用者様のご希望を伺いながら、必要なサービスが利用できるように、各種のサービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）をお作りいたします。



サービスの対象者

65歳以上の方、40歳以上65歳未満の特定疾病が原因で介護保険の要介護認定において、要介護1～5の認定を受けた方（要支援1～2の認定を受けた方は、地域包括支援センターへご相談ください）

玉里圏域 ☎ 0299-58-1282

小川圏域 ☎ 0299-48-1111（代表）

美野里圏域 ☎ 0299-35-7172



サービス提供時間

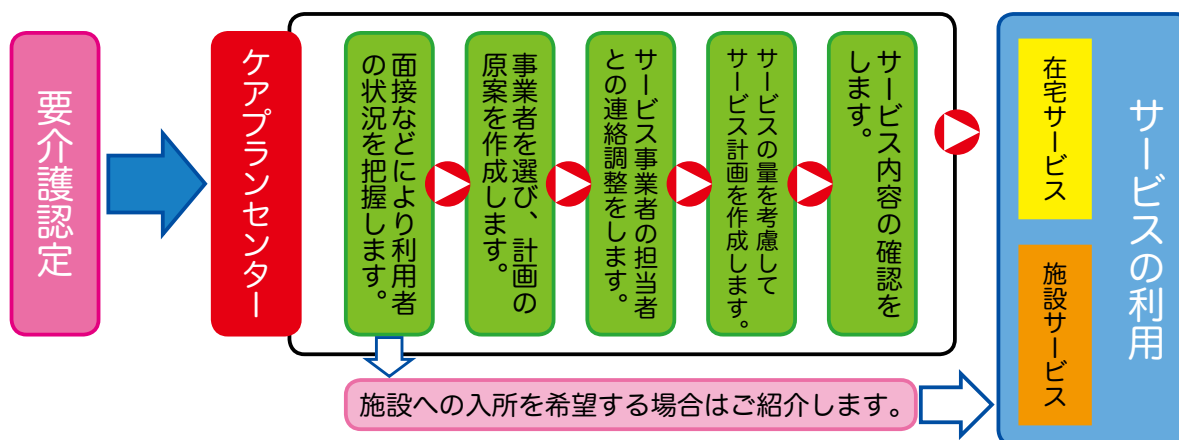
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
（原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。）

※時間外のサービスについてはご相談ください。

利用料金

※利用者からの負担はありません。

介護認定からサービス開始まで



社協ケアプランセンターのサービス提供窓口

小美玉社協ケアプランセンター玉里：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-58-0511

小美玉社協ケアプランセンター美野里：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-48-2005

ヘルパーセンター／支援センター

指定訪問介護事業・居宅介護等事業

日常生活を営む上で支援が必要な家庭に、ホームヘルパーが訪問し援助を行います。

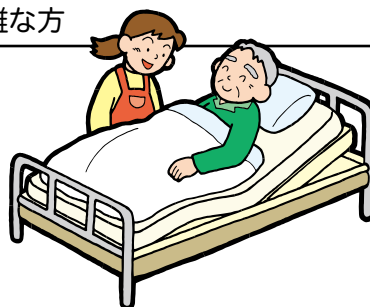
サービス内容

- 身体介護
 - ・食事、排せつなどの介助
 - ・入浴介助
 - ・その他必要な身体介護
- 生活援助
 - ・買物・調理
 - ・掃除・洗濯
 - ・その他必要な家事援助

- 病院等の送迎及び外出介助
(余暇を目的とする外出は除きます。)

送迎サービスのご利用が出来る方

- ①介護保険法に規定する「要介護者」
- ②障害者自立支援法に規定する「支給決定者」
※身体障がい、精神障がい、知的障がいなどにより単独での移動が困難であり、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な方



サービスの対象者

- 介護保険で要支援、または要介護の認定を受けた方
- 障害者自立支援法で要区分認定を受けた方

利用するには

- 介護保険の要支援、要介護認定を受けた方は担当のケアマネジャーへご相談ください。
- 障害程度区分支給決定者の方は、市役所障がい福祉担当窓口（TEL48-1111）または、相談支援事業所へご相談ください。

社協ヘルパーセンターのサービス提供窓口

小美玉社協ヘルパーセンター小川（支援センター小川） 小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-37-1988
小美玉社協ヘルパーセンター美野里（支援センター美野里） 小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

介護、支援サービスが必要な方のために

デイサービスセンター

指定通所介護事業

日常生活を営む上で支援が必要な方に対して、入浴・機能訓練などを日帰りで援助します。

サービス内容

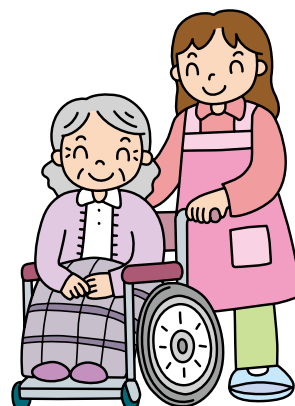
- 送迎…ご自宅までリフト車で送迎します。
- 健康チェック…看護師による血圧等の測定をします。
- 日常動作訓練…レクリエーションなどを取り入れています。
- 食事…昼食はバランスの取れた温かい食事を提供しています。
- 入浴…特殊浴槽を利用して入浴介助を行います。

サービスの対象者

介護保険で要支援、または要介護の認定を受けた方

社協デイサービスセンターのサービス提供窓口

小美玉社協デイサービスセンター玉里 小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-58-0511
小美玉社協デイサービスセンター小川 小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-37-1988



訪問入浴さわやか

指定訪問入浴介護事業

家庭での入浴が困難な寝たきりや障がい者の方に対して、訪問入浴車を派遣して、入浴サービスを提供するとともに、介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。

サービス内容

訪問入浴車を派遣し、要援護者の自宅において、入浴サービスを提供します。
看護師、ヘルパーがお伺いします。



サービスの対象者

- 介護保険で要支援、または、要介護の認定を受けた方
- 障がいのために入浴が困難な方

サービス提供時間

月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(原則、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除きます。)
※時間外のサービスについてはご相談ください。

利用料金 (介護認定 1～5 の場合)

1,250円 (1 回当たりの (1 割) 自己負担額)
※利用者の体調不良等による当日の清拭・部分入浴のみの場合は、875円 (1 割) の負担になります。

利用料金 (障がい者の場合)

1 回当たりの 1,250円 自己負担をしていただきます。
※利用者の体調不良等による当日の清拭・部分入浴のみの場合は、875円の負担になります。



利用するには

- 介護保険の要支援、要介護認定を受けた方は、担当のケアマネジャーへご相談ください。
- 障がい者の方は、市役所障がい福祉担当窓口 (☎ 48-1111) または、相談支援事業所へご相談ください。

社協訪問入浴サービス提供窓口

小美玉社協訪問入浴さわやか：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

介護、支援サービスが必要な方のために

高齢者・心身障がい者特殊入浴事業

特殊浴室事業

家庭での入浴が困難な、寝たきりや障がい者の方に対して、車いすのまま入浴できるサービスを提供し、身体機能向上とともに、介護家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。

サービス内容

車いすのまま浴槽に入ることができ、ヘルパーが入浴サービスを提供します。また、希望により、リフトカーによる送迎も受けることができます。

サービスの対象者

- 介護保険で要支援、または要介護の認定を受けた方
- 障がいのために入浴が困難な方

サービス提供時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
(原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。)
※時間外のサービスについてはご相談ください。

利用するには

- 介護保険の要支援、要介護認定を受けた方は担当のケアマネジャーへご相談ください。
- 障がい者の方は、市役所障がい福祉担当窓口（☎48-1111）または、相談支援事業所へご相談ください。

サービス提供窓口

小美玉社協訪問入浴さわやか：小美玉市部室 1106 ☎0299-36-7330

利用料金（介護認定1～5の場合）

1回あたり1,250円（1割）を負担していただきます。
※利用者の体調不良等による当日の清拭・部分入浴のみの場合は、875円（1割）の負担になります。
※1ヶ月あたりの利用上限は、4回までとなります。

利用料金（障がい者の場合）

利用する方の所得に応じて異なります。
0円～1,250円／1時間あたり



車いすに乗ったまま入浴が出来る特殊浴槽です。

介護、支援サービスが必要な方のために

心身障がい者福祉作業所 つばさ・かな(小美玉市委託事業)

地域活動支援センター事業

心身の障がいにより一般企業等で働くことの困難な在宅の障がい者に、就労の場を提供するとともに生活訓練等を行う事により、地域で共に生活できるように支援しています。

サービス内容

- 作業訓練…能力適性に応じた軽作業
(フルーツキャップ、手芸、アルミ缶回収)
- 生活訓練…身辺自立・社会生活適応の訓練
(共同生活、調理実習、奉仕作業)
- 機能回復訓練…作業・レクリエーションなどを通じて

サービスの対象者

- 原則として市内在住の方
- 「身体障害者手帳」または、「療育手帳」をお持ちの方
(入所後に取得することもできます。)
- 団体生活に著しく支障をきたすおそれのない方

利用日・利用料金

月曜日から金曜日の午前9時から
午後3時30分まで
(原則、祝日及び12月29日から
1月3日までを除きます。)
利用料の負担なし
※勤務状況により、給与・賞与が支給
されます。

利用するには

お近くの福祉事務所にご相談ください。 ☎ 0299-48-1111 (代表)

サービス提供事業所

福祉作業所つばさ
☎ 0299-58-7770 (直通)
福祉作業所かな
☎ 0299-36-7330 (四季健康館内)



アルミ缶回収作業



フルーツキャップ作業



靴磨き作成



お花見外出

障がい児学童クラブ

日中一時支援事業

学校の下校後等、自宅に戻っても家族が仕事をしていたり、体調不良などで見る事が出来ない障がいのある児童を、お預かりして見守りする事業です。

開設場所

四季健康館 介護者教育室 等

サービスの対象者

市内の6歳から18歳までの
身体障がい児、知的障がい児

開設時間

月曜日から金曜日の午後3時から6時まで

利用料金

自己負担 1日当たり200円(4時間まで)

申し込み・問い合わせ先

お近くの福祉事務所にご相談ください。
☎ 0299-48-1111 (代表)

サービス提供事業所

社会福祉協議会美野里支所：☎ 0299-36-7330



ともだちサロン

複合型サロン事業

在宅精神障がい者等が自由に集まり、活動できる場所を提供することによって、外出の機会を増やし、サロン内での各種活動及び利用者同士のピアカウンセリング等を通じて社会復帰及び自立を支援することを目的としています。

開設場所

美野里ともいきプラザ等

サービスの対象者

障がい者・高齢者・子育て中の方

開催回数

年間計画により、毎月1回

利用料金

材料代等の実費負担

申し込み・問い合わせ先

社会福祉協議会美野里支所：☎ 0299-36-7330



障がい児・
者のために

在宅福祉サービスセンター事業 (小美玉市委託事業)

住民同士の自発的な参加と協力を得て、家事援助や子育て支援を有償で提供する助け合いのサービスです。

サービス内容

- 衣類の洗濯・補修
- 住居等の掃除・整理・整頓
- 話し相手
- 介護者が外出時の留守番
- 公共機関・病院等への連絡・手続き
- 生活必需品等の買い物
- 食事のしたく・世話
- 乳幼児等子どもの世話
- その他、軽易な身の回りの世話

- 病院の送迎及び外出介助
(余暇を目的とする外出は除きます。)

送迎サービスのご利用が出来る方

- ①介護保険法に規定する「要介護者」
- ②身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」
- ③内部障がい、精神障がい、知的障がいなどにより単独での移動が困難であり、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な方

対象者 (利用会員)

- 日常生活において支援を必要とする高齢者
- 心身に障がいのある方及び病人のいるご家庭
- 子育てに関して支援の必要な方

協力者 (協力会員)

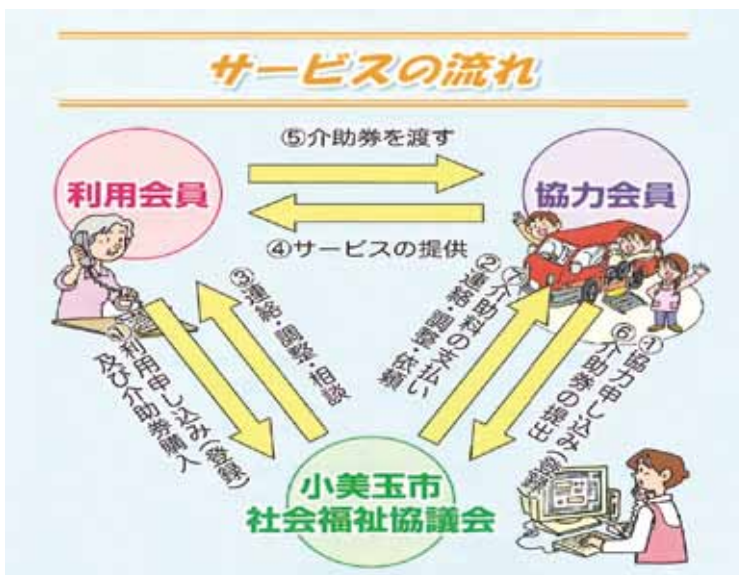
- 心身ともに健康である方
- 家事援助、外出介護の出来る方
- このサービスの趣旨に賛同できる方

利用時間・利用料金

- サービス提供日 日～土曜日
(原則12月28日から1月5日までを除きます。)
- 午前9時から午後5時まで
30分未満300円 1時間単位600円
- 午前7時から午前9時まで、及び午後5時から午後8時までは1時間100円を加算します。
- 通院介助の送迎サービスにかかる実費は介助券の他に、以下のとおりガソリン代の実費がかかります。
0km以上10km以下は400円(基本料金)
10kmを超えた場合は、1kmごとに20円を加算します。



協力会員が安全に病院等への送迎や外出の介助が出来るように、運転講習会や介護の研修を開催しています。



利用会員・協力会員ともあらかじめ登録が必要です。協力会員によりサービスを受けた場合、その時間に応じた介助券を協力会員にお渡しください。

在宅生活を
応援する
ために

福祉機器の貸し出し

ベットや車いすなど福祉機器の必要な方が、在宅で安心して暮らせるように、また、家族の介護負担の軽減を目的として以下のとおり福祉機器の貸し出しを行っています。

福祉機器貸出品目

- 車いす（自走用・介助用・リクライニング）
- 介護用ベット
- 床ずれ予防用エアマット
- シルバーカー
- 吸引器
- 点滴台
- 歩行用杖
- 歩行器
- その他



介護用ベット

利用対象者

- 市内で在宅生活をしている方（介護保険利用者は除きます。）
- 要介護認定において、要支援1・2及び要介護1の認定を受けている方のうち福祉用具の利用が必要と認められる方
- 市内に所在する団体、事業所、学校等（研修目的等）



車いす（介助用）

利用時間・利用料金

福祉機器の貸し出しは無料です。

※介護用ベット・エアマット・吸引器のご利用に際しては消耗品等の実費が必要となります。

- 介護用ベット…マットレス消毒代 3,150円
- エアマット…クリーニング代 5,250円
- 吸引器…チューブ代 1,890円

利用期間

原則3カ月以内。引き続き利用することが必要な場合はご相談ください。

利用の申し込み

社会福祉協議会本支所にお申し込みください。

※ご用意できる機器には限りがございます。予約状況を確認いたしますのでお申し込み前にお電話でお問い合わせください。

本所：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551
小川支所：小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102
美野里支所：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330



歩行支援用具（シルバーカー）

在宅生活を
応援する
ために

車いす送迎車の貸し出し

車いすの利用者及び特に移動が困難な方のために、外出の利便を図り、社会参加の促進を図ることを目的として、車いすのまま乗り降りできる送迎車を貸し出しています。

利用対象者

- 市内に在住する車いすの利用者
- 市内に在住する車いすの身体障がい者（児）
- 市内に在住する歩行困難な高齢者等

利用の範囲

- 病院への通院
- 公共機関または施設等への送迎
- 市または福祉団体が主催する事業への参加
- スポーツレクリエーション等
心身の健康増進を目的とするとき

利用時間・利用料金

- 午前8時30分から午後5時15分まで
（土日祝日及び年末年始を除く）
※時間外については相談に応じます。
- 利用料は無料ですが、燃料費として
1kmあたり10円を負担していただきます。

利用期間

原則4日以内ですが、利用期間の延長が必要な場合は、ご相談ください。

利用の申し込み

- 利用日の5日前までに運転される方の運転免許証の写しを添えて、社会福祉協議会本支所にお申し込みください。
※ご用意できる車両には限りがございます。予約状況を確認いたしますので、お申し込み前に電話でお問い合わせください。

本 所：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551
小 川 支 所：小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102
美野里支所：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330



介護者のつどい(小美玉市委託事業)・“ほっ”とサロンの支援

介護者のつどい

この集まりは、小美玉市にお住まいで、寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方を対象に、少しでも日頃の介護疲れを癒していただき、同じ悩みや経験を持つ人々と交流することで、介護の励みにしていただくことを目的に行います。

介護者のつどい内容

- 技術や知識を習得させる教室、講話等(福祉機器の見学・健康講座等)
- 介護者同士の交流会及び情報交換会(社会見学・会食会等)
- リフレッシュを図る外出事業等(日帰り旅行、または観劇等)

サービスの対象者

- 市内に居住し市内の介護者を介護している方
- 在宅で要介護1から5までの要介護者を介護する主たる介護者。(主たる介護者が参加できない時は、それを補助している介護者)

介護者“ほっ”とサロンの支援

「ここに来ると、ほっとするし楽しいから」と介護者みんなで考えたネーミングです。

サロンの内容は、介護者等が自主的に行う茶話会やリフレッシュ活動等で、社会福祉協議会は開催の支援を行っています。

“ほっ”とサロンの内容

- 介護者同士の交流会及び情報交換会(茶話会・会食会)
- リフレッシュを図るための事業等(外出事業・カラオケ等)

サービスの対象者

- 市内に居住し市内の要介護者を介護している方
または介護していた方
- 介護に興味のある方



開催日

年間3回実施します。
事前に登録いただければ、ご案内いたします。

参加するには

お近くの社会福祉協議会本支所へご連絡ください。

担当のケアマネジャーにもご相談いただけます。



開催日

年間計画に基づき実施しています。
ご連絡をいただければ、計画をご案内いたします。

参加するには

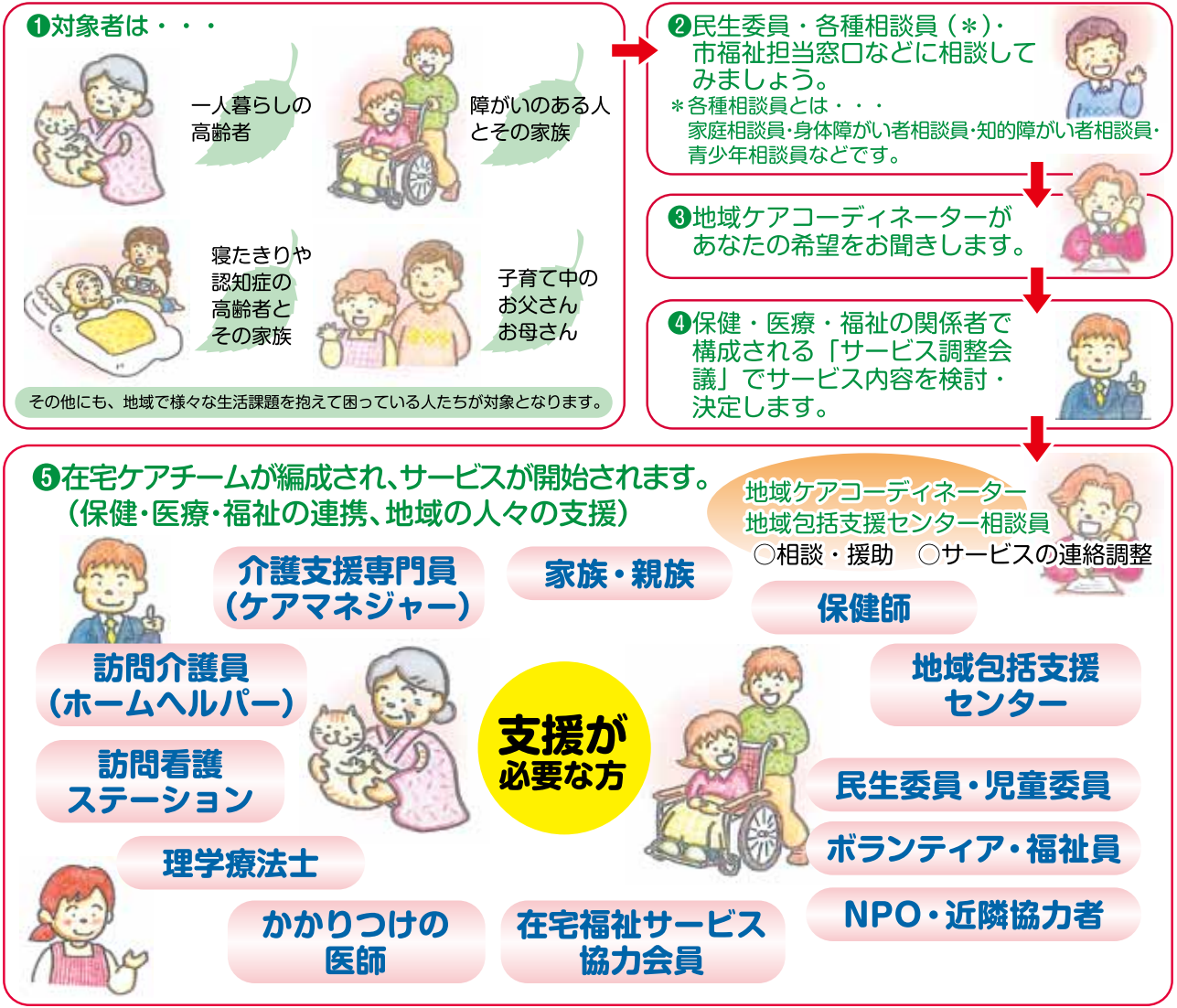
各地区の代表者の方にご連絡ください。

※代表者については、社会福祉協議会本支所までお問い合わせください。

在宅生活を
応援する
ために

地域ケアシステム推進事業 (小美玉市委託事業)

この事業は、在宅生活で悩みを抱える高齢者や障がいがある方等に対し、最適・効果的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、地域の皆さんの支援をいただいて、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを目的としています。



こころの医療センター連携会議

茨城県立こころの医療センターと連携し、様々な心の病でお困りのケースについて話し合い、解決の糸口を探ります。

内容

定例で話し合いをもち、処遇困難事例などについて検討会を行います。

参加者

県立こころの医療センター病院長及び相談室スタッフ、民生委員、行政職員、福祉員、福祉施設職員、社協職員等



院長を交えての活発な意見交換

地域包括支援センター美野里 (小美玉市委託事業)

社会福祉協議会では、市からの委託を受けて美野里地区における65歳以上の方々及びその家族等の総合相談窓口を担っています。

内 容

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが中心となって、様々な支援を行います。介護保険や高齢者保健福祉などの各種サービスの利用についての相談、悪質な訪問販売や虐待などの相談など、高齢になられた方々の様々な生活相談を総合的にを行います。



サービスの対象者

- 65歳以上の高齢者
- 介護をしている家族の方など

サービス提供時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
(原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。)

お気軽にご相談
ください。



具体的な相談業務

1 介護や健康のこと (介護予防マネジメント)

- 介護予防サービスを利用したいとき
- 要介護認定の申請を頼みたいとき
- 身体の機能に不安があるとき
- 今の健康を維持したいとき など…

2 人権や財産を守るお手伝い (権利擁護)

- 悪質な訪問販売の被害に遭ったとき
- 財産管理に自信がなくなったとき
- 虐待にあっている人がいるとき
- 虐待をしてしまう など…

3 暮らしやすい地域づくり (包括的・継続的ケアマネジメント)

- ケアマネジャーについての相談
- 地域にある福祉施設に関する相談
- 退院してからの在宅での生活に関する相談

4 様々な相談ごと (総合相談)

- 近所の一人暮らしの高齢者が心配…
- 一人暮らしのため、何となく不安… など

サービス提供窓口

玉里圏域	小美玉市役所玉里総合支所内	福祉事務所介護福祉課	地域包括支援センター
	小美玉市上玉里1122	☎ 0299-58-1282 (直通)	
小川圏域	小川保健相談センター内	地域包括相談支援センター小川	
	小美玉市小川2-1	☎ 0299-48-1111 (代表)	
美野里圏域	四季健康館内	地域包括支援センター美野里	
	小美玉市部室1106	☎ 0299-35-7172 (直通)	

困っている
人のために

心配ごと相談（弁護士相談・一般相談）

（小美玉市委託事業）

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うことにより、住民の方の生活上の不安を和らげることを目的に実施しています。

利用対象者

小美玉市にお住まいの方

援助の内容

- 一般（困りごと）相談
- 弁護士（法律）相談

相談所開設日

原則、毎月第1・3水曜日・・・一般相談
毎月第2・4水曜日・・・弁護士相談
午後1時30分から4時30分まで

※相談時間は1回約20分でお願いしています。

弁護士相談の予約について

- ①電話にて、予約状況を確認の上、お申し込みください。
- ②当日は予約時間に遅れないように窓口で受付をしてください。
- ③相談時間が限られていますので、要点（いつ、どこで、誰が、どうした等）の整理と、必要な書類をご持参の上相談に臨んでください。

※一般相談については予約の必要はありません。（先着順）

申し込み先・相談場所

本所：玉里保健福祉センター	☎ 0299-37-1551
小川支所：小川保健相談センター	☎ 0299-58-5102
美野里支所：四季健康館	☎ 0299-36-7330



生活福祉資金貸付（茨城県社協委託事業）

低所得者、高齢者、障がい者世帯に対して、自立更生を目的として、以下の資金の貸し付けを行っております。

資金の種類と対象者

資金の種類		対象世帯
総合支援資金	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	低所得世帯
福祉資金	福祉費 緊急小口資金	低所得世帯
		障がい者世帯
教育支援資金	教育支援費 就学支度費	高年齢者世帯 (日常生活上療養、または介護を要する高齢者が属する世帯)
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得世帯
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	高年齢者世帯 生活保護世帯

貸付の条件

貸付の種類によって、貸付限度額や貸付利子、据え置き期間、償還期間等の条件がありますので、条件の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

利用の申し込み

社会福祉協議会本支所へご相談ください。

小口貸付資金

貸付の条件

- 市内に3ヶ月以上居住する低所得者等の要援護者と認められる方で、自立更生の意欲のある方
 - 生活福祉資金の滞納のない方
- ※連帯保証人が必要となります。

資金の用途

- 医療費または介護費の支払い等
- 金銭等の盗難、紛失
- 火災やその他の災害による被災
- 年金、保険、公的給付等の支払い開始までのつなぎ資金
- 日用品等の購入資金 など

貸付金額及び償還方法

- 貸付金額…5万円以内
- 貸付利子…無利子
- 償還期間…1年以内

利用の申し込み

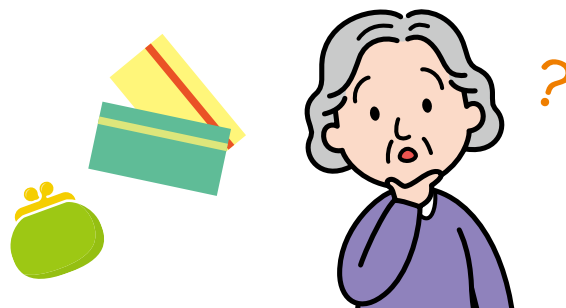
社会福祉協議会本支所へご相談ください。

日常生活自立支援事業 (茨城県社協委託事業)

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

利用対象者

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方となります。



援助の内容

- 福祉サービスの情報提供や利用の手続き
- 公共料金の支払いやお金の管理
- 日常生活に必要な事務手続き
- 通帳や証書、実印など大切な書類のお預かり

利用料金

相談、支援計画の作成契約を結ぶことは無料です。
お手伝い（援助・サービス）については、下記のとおりです。

福祉サービスの利用手続きや金銭管理などのサービス	1時間あたり 900円
通帳や証書、印鑑などを預かるサービス	1ヶ月あたり 500円

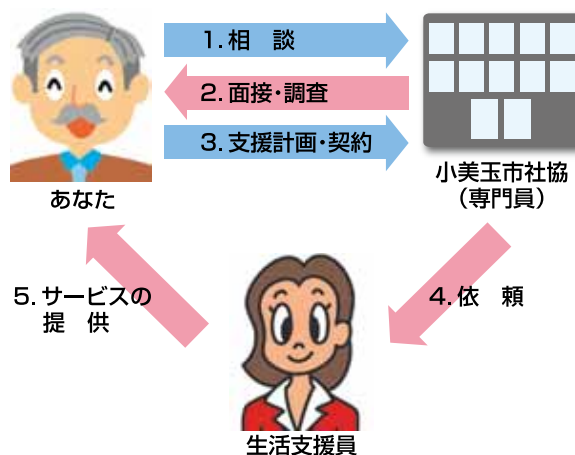


※生活保護を受けている方は、利用料が免除となります。

※支援に伴う交通費についても、実費負担をしていただくことがあります。

利用の手続き

- ①社会福祉協議会本所へご連絡ください。
- ②専門員が、困っていることや希望を伺い、支援の内容や回数を一緒に考えます。
- ③検討のうえ、契約内容と支援計画を提案します。
- ④内容を確認のうえ、利用契約を結びます。
- ⑤支援計画に沿って「生活支援員」がサービスを提供します。



申し込み・問い合わせ先

社会福祉協議会本所 ☎ 0299-37-1551



収益事業

社協独自の地域福祉活動を展開するため、自主財源確保の一環として、美野里ともいきプラザ「ランチ&カフェ木もれ陽」や四季健康館内売店の運営、市内公共施設への自動販売機設置による収益事業を実施しています。収益金は福祉事業のために活用しています。

ランチ&カフェ 木もれ陽 手作り工房 わくわくショップ

「ランチ&カフェ 木もれ陽」は地域活性化のため、地元の食材で作った料理を提供するコミュニティーレストランです。

まちづくりの拠点として地域の人々が出会い、つながり、元気になれる場所として、新しいコンセプトの飲食店を目指しています。

「手作り工房わくわくショップ」は雑貨や小物、アクセサリや手芸品、お菓子など地域の皆さんの交流から生まれた、わくわくする手作り品を多数販売しています。お気軽にお立ち寄りください。

また、出品希望の方もお気軽にご相談ください。

- 定休日：日曜日
- 営業時間：午前11時から午後5時30分まで
※ワコインデザ-タイム：午後2時から午後5時まで
美野里ともいきプラザ内
小美玉市羽鳥 2673-3 ☎ 0299-28-7721

四季健康館売店

四季健康館の利用者の利便性を図るため、売店の運営を行っています。

収益は、福祉事業に活用されます。

- 定休日：月曜日、年末年始
- 営業時間：午前10時から午後7時30分まで
四季健康館内
小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

自動販売機の設置

市内の公共施設へ募金のできる販売機などを設置しております。

収益は、赤い羽根募金や福祉事業に活用されます。

- 設置場所
玉里保健福祉センター、四季健康館、美野里ともいきプラザ
小美玉市役所、小川総合支所、玉里総合支所
美野里公民館、農村環境改善センター、希望ヶ丘公園管理棟
生涯学習センターコスモス、小美玉温泉ことぶき等



オードブルも承ります。



手作り工房わくわくショップ



四季健康館売店



募金ができる自動販売機

その他の福祉のために

保健福祉施設の管理運営

市から指定管理者の委託を受けて、以下の保健福祉施設を管理運営しております。
一般の方や団体でのご利用が可能ですのでご活用ください。

●利用の申し込み

施設のご利用を希望される方は、利用の申し込みの申請が必要となります。2ヶ月前から受け付けをいたしますので、3日前までに社会福祉協議会本支所に申し込みください。(郵送可)

※予約状況を確認いたしますので、お申し込み前に必ずお問い合わせください。

◆利用料金

●玉里保健福祉センター 休館日：土日、年末年始

施設名	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
集団検診室	2,100円	1,050円	1,890円
栄養指導室	1,470円	1,890円	3,360円
視聴覚教室	840円	1,050円	1,890円
和室	840円	1,050円	1,890円

●小川保健相談センター 休館日：土日、年末年始

施設名	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
研修室	840円	1,050円	1,890円
栄養指導室	1,470円	1,890円	3,360円
母子指導室	840円	1,050円	1,890円
機能回復訓練室	840円	1,050円	1,890円

●四季健康館 休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始

施設名	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～20:00	9:00～17:00	9:00～20:00	13:00～20:00	備考
栄養指導室	1,470円	1,890円	1,470円	3,360円	4,830円	3,360円	調理室
ヘルシーカルチャールーム	840円	1,050円	840円	1,890円	2,730円	1,890円	1室あたり
クラフトセンター	840円	1,050円	840円	1,890円	2,730円	1,890円	陶芸用焼き窯設置
介護者教育室	840円	1,050円	840円	1,890円	2,730円	1,890円	和室

※ 3施設とも、市外の方の利用料金は、2倍相当額となります。また、個人や2～4人の団体及び営利目的の団体については、利用することはできません。

《利用料の減免制度》

	区分	免除割合		区分	免除割合
1	市が主催、または共催する事業に利用するとき	全額	5	市内の保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校が保育、または教育の一環として利用するとき	全額
2	市が委託する事業に利用するとき	全額			
3	国及び県が主催する事業に利用するとき	全額	6	他の公共団体が利用するとき	5割減額
4	市内の福祉、保健、医療の団体、またはこれに関係する市内の団体、心身障がい者及び主に高齢者からなる市内の団体が利用するとき	全額	7	市が後援・賛助する事業に利用するとき	2割減額
			8	その他指定管理者が特に必要と認めるとき	

四季健康館内その他の施設

《健康風呂・いきがい大広間》

○利用時間 午前10時から午後8時まで 休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始

利用者区分	市内居住者	市外居住者	備考
70歳以上の方	無料	1,000円	
生活保護法による被保護者	無料	1,000円	
心身障がい児(者)	無料	1,000円	
小学生以下	無料	1,000円	ただし、市外居住者の3歳以下は無料
上記以外の方	300円	1,000円	

※健康風呂、いきがい大広間のいずれか一方だけのご利用についても同額となります。

《ターゲットバードゴルフ場》

○利用時間 午前9時から午後4時30分まで

※最終スタート 午後3時

○休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)及び年末年始

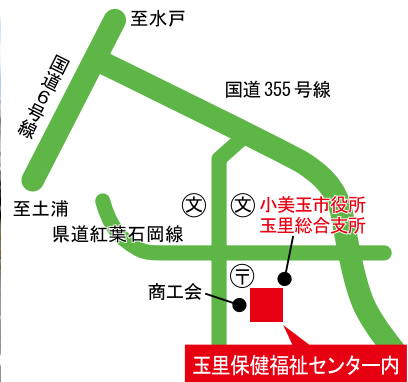
利用者区分	市内居住者	市外居住者	備考
70歳以上の方	無料	400円	1ラウンドにつき
心身障がい者(児)	無料	400円	1ラウンドにつき 小学生以下は無料
上記以外の方	200円	400円	1ラウンドにつき 小学生以下は無料

社協の窓口はこちらです。お気軽にお越しください。

本 所

〒311-3436
小美玉市上玉里 1122 番地

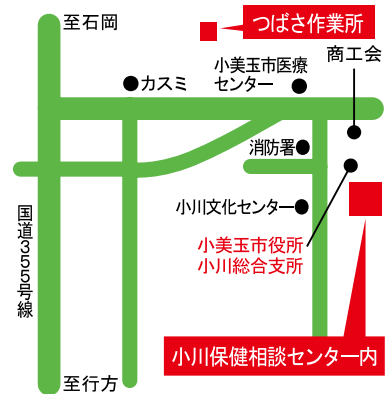
電 話 0299-37-1551
F A X 0299-37-1552



小川支所

〒311-3423
小美玉市小川 2 番地 1

電 話 0299-58-5102
F A X 0299-58-5302



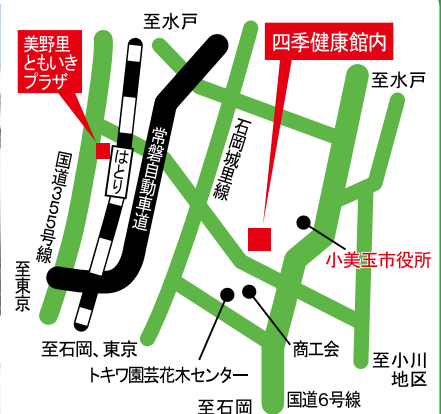
心身障がい者福祉作業所つばさ

〒311-3422
小美玉市中延 658 番地
☎ 0299-58-7770

美野里支所

〒319-0132
小美玉市部室 1106 番地

電 話 0299-36-7330
F A X 0299-48-0044



美野里ともいきプラザ

〒319-0123
小美玉市羽鳥 2673 番地 3
☎ 0299-28-7721

社会福祉協議会

ホームページ
E-mail

<http://www.omitama-shakyo.or.jp>
omitama@omitama-shakyo.or.jp

市福祉担当窓口へのご相談は 0299-48-1111 (代)へお電話ください。